

第2章 研究内容の要約

第1節 日中における国家戦略の中の知財戦略に関する比較研究

I. 中国の知的財産保護戦略実施及び法治建設状況に関する論評

中南財經政法大学 知識産権研究センター 呉 漢東 教授

中国は、2008年に「国家知的財産戦略綱要」を公布実施し、この綱要により確定された五か年短期目標の基本的な実現は、中国を世界の知的財産大国とした。知的財産保護は、中国のイノベーション発展の基本保障である。全体的にみて、中国の保護現状は、明らかに改善されているものの、現実の保護成果は綱要の目標からして、いまだに一定の距離がある。現在から2020年まで、中国は、知的財産強国の建設を戦略的目標として掲げ、良好な知的財産法治環境、知的財産市場環境及び知的財産文化環境の構築に力を入れる。その主な働きは、知的財産侵害行為への罰則の強化、法執行力の強化、多元的な紛争解決メカニズムの拡大、権利維持援助及び涉外対応メカニズムの健全化、ソフトウェア自動化の促進、知的財産保護監督メカニズムの創設及び知的財産文化建設の促進が含まれる。知的財産法治建設において、本国発展のニーズに立脚して、著作権法、専利法の改正及び整備を行い、知的財産法執行活動を有効に展開し、日常の管理監督及び専門管理を強化し、司法保護の主導的な役割を發揮し、知的財産司法保護のレベルを向上させることにあろう。

II. 中国の知的財産戦略推進における法執行体制改革の研究

中国社会科学院 知識産権センター 管 育鷹 教授

知的財産の保護は、中国のイノベーション促進型発展戦略の実施における法制度上の保障であり、知的財産戦略は、「イノベーションへのインセンティブ」及び「法を依拠にして国を治める」という、2つを主軸として進めなければならない。知的財産保護の強化には、法規範そのものの整備、また科学的で実効性の高い法執行体制の設置が不可欠である。現在、中国の知的財産における法執行体制には幾つかの問題があり、前述の2つの主軸を踏まえた修正と整備を行うべきである。具体的には、中国の知的財産法執行における「ダブルトラック制」は、今後も一定の期間続くと思われる。しかし、知的財産の行政保護の強化は、知的財産に関わる各行政管理部門の職権の強化ではなく、国の総合的な行政法執行体制の改革を踏まえ、知的財産の行政法執行チームの統合である。中国の司法体制は、知的財産保護の主導的役割を果たすべきであり、その具体的な措置は、司法体制改革全体の動向を踏まえなければならない。現在、既に設立された北京・上海・広州の知識産権法院は、従来の特化された審判廷の優れた審判資源を統合したにすぎない。今後、既存の知識産権法院の関連制度を整備し、厳格な法執行により保護を強化することに加え、司法体制改革を更に推進し、知的財産の権利確認手続を略式化し、循環訴訟を減少させるとともに、早急に、関連法の改正により、専門的な知識産権高級法院を設立すべきである。

Ⅲ. 日本における国家戦略としての知的財産戦略について

明治大学 高倉 成男 教授

従来、知的財産戦略は、特許庁・文化庁など各省庁によって独立に決定されてきたが、2003 年 7 月の「知的財産推進計画」の策定以降、内閣の責任と権限で一元的に調整されるようになった。これによって、例えば、知的財産高等裁判所の設置、特許審査官の例外的増員など、各省庁個別の対応では実現困難と思われた多くのことが実現に至っている。

他方で、2003 年から 2013 年までの間に、特許出願件数は約 20%減少し、知的財産民事訴訟は約 13%減少している。これらのことから、知的財産推進計画がイノベーションにどう貢献したかは明らかではないとの批判もある。知財の保護を強くすることでイノベーションを起こすという発想自体を疑問視する意見もある。

本報告書では、こうした批判も考慮に入れながら、知的財産推進計画の位置づけを再確認するとともに、その実施状況を評価し、イノベーションの観点から、新たに取り組むべき課題について考える。

Ⅳ. 国際知的財産保護のグローバル化とローカル化の趨勢に関する研究

中南財經政法大学 知識産権研究センター 熊 琦 副教授

国際知的財産保護制度は、19 世紀から現在に至るまで、ローカル化からグローバル化へ、その後、再度グローバル化からローカル化へ戻るというプロセスをたどった。この流れは、一見すると国際知的財産保護制度の反復のように見えるが、変革の本質は、いずれも関係諸国がグローバルな経済競争の中で自国の利益の最大化を求める表れである。ローカル化とグローバル化の間の変革の法則から、国際知的財産の発展が民間団体の推進の結果であることが見てとれ、その現象の背後には、経済のグローバル化がもたらした奥深い変革がある。今日のグローバル市場競争には、国家政策、国際関係などの多様な要素が入り混じっているため、民間団体も政府の公共政策の制定と国際関係の行方に影響を及ぼすことで国際知的財産保護の水準を高める努力をしている。これは、個人が国際知的財産法を創出する時代において、知的財産の国際ルールは、決して神聖で価値中立ではないことを説明している。中国は、一面的に、国際条約を基準として自国の知的財産制度を評価してはならず、その都度、対応戦略を調整し、公共政策を善用し、自国の比較優位産業を支援・発展させ、積極的に知的財産国際ルールの制定に参加し、自身が負う国際義務に背かない前提で、自らの発展に最も適した道を選択すべきである。

第2節 知財の在り方に関する基礎理論の研究

Ⅰ．特許制度の基礎理論の研究：経済効果の検証と制度設計上の留意点

國學院大學 中山 一郎 教授

本稿では、功利主義・帰結主義の立場から、特許制度の正当化根拠を市場の失敗を解決するために市場メカニズムを活用して創作インセンティブを確保する点に求めることを確認した上で、特許制度の経済効果を検証した。先行する実証研究によれば、特許制度の全般的な経済効果は不明確である。よって、特許保護の強化がイノベーションを促進することを無条件の前提とすべきではない。また、望ましい特許制度は産業により変わり得るが、それに止まらず国あるいは時代によっても変化し得ると考えられるが、グローバル化を背景にした制度の国際調和への要請が高まる中で、各国が有する制度設計の自由の範囲は制約を受けざるを得ない。他方、一国の産業の国際競争力の低下は市場の失敗ではないから、国際競争力強化への寄与を特許政策の目的と掲げることは適切ではない。国際競争力の名目の下の政策は保護主義を招きかねない危険性がある。

Ⅱ．知財制度の在り方に関する基礎理論の研究

同志社大学 山根 崇邦 准教授

本稿は、知財制度の在り方について、主に哲学的なアプローチに依拠して再考しようとするものである。具体的には、まず、知財制度がその保護対象の性質ゆえに「自由の共存」を課題とするものであることを提示する。そして、イギリスの哲学者 Isaiah Berlin が提示した2つの自由概念に依拠して、積極的自由と消極的自由のどちらを重視するかによって、知財制度の本質の捉え方や具体的な制度構想が異なってくることを明らかにする。その一つの例として、知的財産を創出する者の積極的自由に光をあて、創作者の積極的自由の保護体系として知財制度の本質を捉える Robert P. Merges の構想と、知的財産を享受する者の消極的自由に光をあて、享受者の消極的自由を制約する特権として知財制度の本質を捉える Peter Drahos の構想を紹介する。さらに、第3の制度構想として、近年注目を浴びているクリエイティブ・コモンズや Wikipedia、Linux などの事例を取り上げ、コモンズとしての知財制度の可能性について検討する。

Ⅲ．商標保護に係る基本理論の研究

中国社会科学院 知識産権センター 李 明德 教授

商標は、営業活動において使用する標章であり、その役割は、商品又は役務の出所を表示することである。商標は、関連する商品又は役務に使用され、消費者は、その表示を見て購買し、当該商品又は役務に対する積極的な評価が生じる。これが、商標が代表する商業上の信用である。商標権は、一種の財産権として、標章自体について享有する権利ではなく、商標が代表する商業上の信用にいて享有する権利である。商標の適正な使用、及び商標権侵害の阻止は、事実上、正常な市場競争秩序を維持することになる。

商標登録は、財産権取得の手段ではない。商標所有者が、商標行政部門に商標登録を申請し、商標登録されることは、一連のメリットがあり、手続上の権利の取得である。商標登録を通じての手続き上の権利と、商標の使用により獲得した財産上の権利を合わさることにより、商標権者は、より手厚

い保護を受けることができる。

商標法は、主に登録商標とそれが代表する商業上の信用への保護をもたらし、かつ、これにより関連する市場競争の秩序を適正化している。他方で、反不正当竞争法[不正競争防止法]は、未登録商標、商号、その他の営業標章が表す商業上の信用の保護、信用毀損と虚偽宣伝を禁止することにより市場主体の商標上の信用を保護している。不正な競争を禁止する観点から、商標法及び反不正当竞争法の商標に対する保護を理解しなければならない。

IV. “ビッグデータ”時代の知財保護の新たな構想

中国社会科学院 知識産権センター 唐 広良 教授

現代社会の発展は、既に「ビッグデータ」時代に入っている。「ビッグデータ」の応用により、社会全体は、巨大な変化が生じるであろう。これにより、社会の統制上、最も重要な手段である法律制度も必然的に変化が生じるはずであり、知的財産保護制度もその一環である。

本稿筆者の観点からすれば、ビッグデータ時代において、最も顕著な変化は、人と人との関係の変化である。すなわち、元来全く関連性のない個体であっても、ビッグデータの収集と応用により、自然に随時関連付けられ、かつ、その関連性は、異なる用途により任意に解釈され、全ての解釈において、実際上の意義がもたされる。

このような状況において、知的財産の保護は、単純な私権の保護にとどまらず、イノベーションも単一の個体ではなくなっている。同時に、イノベーション活動の盲目性と重複性は、大幅に低減し、これにとって代わるのは、更なる対応性と有効性である。

ビッグデータ時代は、政府機関に対し、より多く、より重要な協調と監督管理の職能を求めるであろう。まず、政府機関は、明確な政策目標を確立し、社会発展の正確な方向性を示す義務がある。次に、政府機関は、適切な法律制度を制定・整備し、有効な政策・措置を制定及び実施することにより、目標の実現を保証する義務がある。そして、政府機関は、社会各界と共に、技術上信頼でき、道徳上の信用、法律上の保障された環境の構築を導き、遅滞なく、有効に政策目標の実現を妨げる人となし、行為に対して制裁を施す義務がある。

ビッグデータ時代の到来は、世界各国の人々の文化側面での距離を更に縮め、これにより相互間の紛争を軽減していくであろう。各国の領土と主権の完全性に影響を及ぼさない前提の下で、知的財産を含む特定分野における法律基準、さらに制度の統一は、現実味を帯びたものとなるであろう。

第3節 知財の人材育成問題に関する比較研究

I. 日本における知財人材育成に関する研究 - 特色ある学校教育モデルを踏まえ -

青山学院大学 菊池 純一 教授

近年の10年間程度の際に構築されてきた日本の学校教育モデル（このモデル自体が知財システムに他ならない。）の特徴をとらえた上で、知識社会のグローバルな発展に適合する人材育成グローバル・イニシアティブを提案する。

これまでの各教育モデルに共通した課題として、1) 教員人材の確保、育成に係る課題は短期的には解決しない。2) 知財の生きた様態(社会実装)に係る事柄を俯瞰し、教育の場に反映することが難しい。3) ファクトベースの教材が不足している。4) 知識社会における知の多様性と躍動性に係る教育は、手探りの状態である。5) 複合リスク管理に係る教育の体系化はなされていない。

今後、日本はこれらの課題を克服し新たな教育モデルを再編するだろう。そして、その知財の恵沢を他国にも供与すべきであろう。物財の輸出モデルに加えて、グローバル・イノベーションモデルを加味して知財システムを編成する必要がある。

II. 中国の高等教育機関における知的財産人材育成体制の研究

重慶大学 陳 愛華 講師

中国の知的財産分野の急成長に伴い、知的財産人材の需要も急伸している。しかし、統計によると、現在、知的財産人材は、依然として深刻な不足状態にある。2008年、国務院が発表した「国家知的財産戦略綱要」において、「若干の国家知的財産人材育成拠点を建設する。高水準な知的財産教員の整備を加速させる。知的財産二級学科[中分類の学科課程]を設立し、条件が備わった高等教育機関での知的財産修士課程、博士課程の設置を支援する。各級・各種の知的財産専門人材を大規模に育成し、急務である企業が求める知的財産管理人材及び代理サービス人材を重点的に育成する」等の知的財産人材育成方針が明確に打ち出された。中国の高等教育機関は、知的財産教育を実施し、社会に知的財産人材を輩出する主要な拠点である。本稿は、中国の高等教育機関における知的財産人材育成の歩みを総括し、現在の高等教育機関の学部教育、大学院生教育において直面する問題を探ると同時に、問題の背後にある社会環境要因を簡単に分析し、今後の高等教育機関における知的財産人材育成の方向と重点を掘り下げて検討し、現行の中国の知的財産人材育成メカニズムにいくつかの改革提言を行うことにより、高等教育機関が育成する知的財産人材が中国社会の発展と実際のニーズに応えられることに期待を寄せるものである。

Ⅲ. 中国の知的財産人材育成モデルの研究

中南財經政法大学 知識産権研究センター 曹 新明 教授

未来世界の競争は、知的財産の競争であると言われている。そうであれば、知的財産の競争は、結局、知的財産人材の競争である。中国は、1980年代から改革開放政策を開始し、経済成長を中心とする、中国特有の社会主義建設を進めている。この目標を達成するために、中国は、知的財産に関する法律を制定し¹、知的財産行政管理機関、知的財産裁判機構を設置し、知的財産法務サービス組織を構成し、それに伴い知的財産人材育成教育を開始した。30年余りの間、中国は、先進国の知的財産人材育成の成功経験を参考にして、中国の国情と社会的ニーズを踏まえ、各種知的財産人材の育成モデルを模索し、数万人以上の知的財産人材を育成してきた。しかし、中国の本格的な改革推進、法による治国、経済成長のニュー・ノーマルの到来に伴い、中国の知的財産人材の需要は、数量的に顕著な増加を示すのみならず、質的にも高い基準が設けられた。知的財産人材の量と質の要求を満たすため、中国政府は、これに対応する知的財産人材育成計画を制定し、高等教育機関と関連研究機関は、これに積極的に応え、様々な形式を取り入れて知的財産人材を育成している。

¹ 1982年、中国の現行「商標法」公布。1984年、「専利法」公布。1990年、「著作権法」公布。これより、中国で新しい知的財産法制度の構築が始まる。中国は、1898年、当時の清朝政府により、中国初の知的財産法である「振興工芸給獎章程」を公布し、1904年に、「商標登録試弁章程」、1910年に、「大清著作権律」公布。ここまで、知的財産の3大主軸法律の制定が完了。その後、1915～1949年、既存の法律をベースに「著作権法」（1928年）、「商標法」（1930年）、「専利法」（1944年）を制定。李永然、謝顯榮 監修『智財権一小六法新編』旭昇図書有限公司、2005年10月参照。